

竹原市共同企業体取扱要綱

改正 令和元年5月29日

(目的)

第1条 竹原市が発注する建設工事に係る共同企業体の適正な運用を図り、工事の円滑かつ適正な施工を確保するため、工事ごとに結成される共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(特定建設工事共同企業体)

第2条 この要綱において、「特定建設工事共同企業体」(以下「特定共同企業体」という。)とは、大規模かつ技術的難度の高い工事等について、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を図ることなどを目的として、工事ごとに結成する共同企業体をいう。

(特定共同企業体の活用の基本)

第3条 市が発注する建設工事は、単体企業への発注を原則とすべきものであり、特定共同企業体の活用は、その種類と目的を勘案し、単体企業による施工に比べ効果的な施工が確保できると認められる場合に限り行うものとする。

(施工方法等)

第4条 特定共同企業体による施工等の方法は、共同施工等方式(甲型)によるものとし、工事等の内容がこれになじまない等の場合のみ分担施工等方式(乙型)によることができるものとする。

(対象工事)

第5条 特定共同企業体の発注に付すべき工事(以下「対象工事」という。)は、次に定める大規模かつ技術的難度の高い施設の工事とする。

- (1) 1件の請負対象設計金額がおおむね3億円以上の橋梁、港湾、下水道等の土木構造物
- (2) 1件の請負対象設計金額がおおむね3億円以上の建築物
- (3) 1件の請負対象設計金額がおおむね1億5千万円以上の設備

2 前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合で、市長が特に必要と認めたものは対象工事とすることができる。

- (1) 工事の性格等に照らして共同施工により効果的かつ円滑に工事を実施する必要があると認められるもの
- (2) 特殊な技術等を要する工事であって、确实かつ円滑な施工を図るため技術力等を特に結集する必要があると認められるもの

3 対象工事は、単体企業による施工の適否、技術的難度及び技術力の結集の必要性、技術移転の必要性とその有用性、安定的施工の確保の可能性等を総合的に勘案して、特定共同企業体による施工が真に必要であると認められるものについて行うものとする。

(構成員の数)

第6条 特定共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。

(資格要件及び組合せ)

第7条 特定共同企業体の構成員の資格要件及び組合せは、次のとおりとする。

- (1) 構成員は、対象工事に対応する建設工事の種類を資格認定を受けた資格者（以下「有資格者」という。）とする。
- (2) 組合せは、第1位等級に格付けされた有資格者同士又は第1位等級に格付けされた有資格者と第2位等級に格付けされた有資格者によるものとする。
- (3) 組合せにおいて、第2位等級に格付けされた有資格者の数は、総構成員数の2分の1を上回ってはならない。

（構成員の資格）

第8条 特定共同企業体の全ての構成員は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 対象工事に対応する建設業法の許可業種について、特定建設業の許可を有し、かつ、許可を有しての営業年数が5年以上であること。
- (2) 対象工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請として一定の実績があり、かつ当該工事と同種の工事を施工した経験がある者であること。
- (3) 対象工事に対応する許可業種に係る監理技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

2 前項について市長が特に認める場合は、対象工事の内容に応じて別に要件を定めることができる。

（混合入札）

第9条 対象工事について一般競争入札により発注する場合において、単体企業で特定共同企業体と同等以上の施工能力を有すると認められる者があるときは、工事の種類、規模等を勘案し、単体企業と特定共同企業体の混合による入札とすることができる。

（出資比率）

第10条 特定共同企業体の全ての構成員は、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

（代表者）

第11条 特定共同企業体の代表者は、最も大きな施工能力を有する者とする。ただし、等級の異なる者の間では、上位等級の者とする。

2 代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

（結成方法等）

第12条 特定共同企業体の結成は、原則として構成員の自主結成とする。

2 特定共同企業体を結成した構成員は、同一工事において他の特定共同企業体の構成員となることができない。

（その他）

第13条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

2 大規模工事に係る共同企業体取扱要領（昭和63年3月1日制定）及び共同企業体運用（昭和63年3月1日制定）は、廃止する

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。